

は じ め に

この報告書は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)、漁業センサス規則(昭和 38 年農林省令第 39 号)及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号(漁業センサス規則第 6 条第 4 項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件)に基づき実施した。農林水産省所管の 2013 年漁業センサス(海面漁業調査)の主要項目について三重県分の調査結果を取りまとめたものです。

漁業センサスは、漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として、1949 年(昭和 24 年)以来 5 年ごとに実施しています。

この調査結果が、関係者の方々をはじめ広く一般に利用され、水産行政諸施策の推進のための基礎資料として御活用いただければ幸いです。

なお、市町別統計等につきましては、紙面の都合上、割愛いたしました。それらの数値をご利用される方は、農林水産省のホームページからデータのダウンロードをしていただくようお願いいたします。

最後に本書の刊行に当たり、2013 年漁業センサスの実施に格別の御尽力を賜りました市町をはじめ調査員並びに漁業関係者に対し厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

三重県戦略企画部統計課長